

市管理施設受動喫煙防止ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、受動喫煙による健康への悪影響が科学的に明らかとなっていることに鑑み、健康増進法（平成14年法律第103号）及び大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）の趣旨に基づき、受動喫煙の防止に必要な環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に排除することを目的とする。

2 定義

- (1) 「市管理施設」とは、別表に定める市が主に管理運営する建築物で開館時間は常時人がいる施設（市営住宅等の居住を目的とする施設及び管理人の居室を含む施設の居住部分を除く。）
- (2) 「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (3) 「喫煙」とは、人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- (4) 「受動喫煙」とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (5) 「敷地」とは、市管理施設の用途に供する部分並びに門、塀、及び庭等のそれらに付属する部分をいう。なお、施設管理者が対象施設ごとにその敷地を定めるものとする。
- (6) 「敷地内全面禁煙」とは、市管理施設を構成する建物及び敷地における喫煙を全面的に禁止することをいう。

3 基本的な考え方

- (1) 市管理施設においては、受動喫煙による健康への悪影響を排除しなければならない。
- (2) 市管理施設は「敷地内全面禁煙」とする。ただし、市以外の者が管理する施設との共用部分及び市長が特に認めた部分は除く。

4 受動喫煙防止対策の推進

- (1) 市管理施設所管部局は、このガイドラインに基づき必要な受動喫煙防止対策を講じるとともに、関係者（事務・事業委託の従事者等）及び利用者に対し、受動喫煙の健康への悪影響とその防止の必要性について周知徹底を図るものとする。
- (2) 職員は、受動喫煙による健康への悪影響を充分認識し、このガイドラインを遵守しなければならない。
- (3) 市は、たばこの健康への悪影響、禁煙を促す方法等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発などを行う。

5 実施時期等

- (1) このガイドラインは、平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から実施するものとする。
このガイドラインは、平成 25 年（2013 年）11 月 22 日から実施するものとする。
このガイドラインは、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から実施するものとする。
このガイドラインは、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から実施するものとする。
このガイドラインは、令和 5 年（2023 年）11 月 27 日から実施するものとする。
このガイドラインは、令和 8 年（2026 年）2 月 13 日から実施するものとする。
- (2) このガイドラインは、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

別表「市管理施設受動喫煙防止ガイドライン」対象施設

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、人権平和センター、とよなか国際交流センター、本庁舎、庄内駅前庁舎、市役所別館、文書館、エキスタとよなか、文化芸術センター、ローズ文化ホール、伝統芸能館、市民ギャラリー、武道館ひびき、体育館、プール、高川スポーツルーム、共同利用施設、とよなか起業・チャレンジセンター、環境交流センター、花とみどりの相談所、緑と食品のリサイクルプラザ、公園管理事務所、環境事業所、市民公益活動支援センター、生活情報センターくらしかん、豊中しごと・くらしセンター、福祉事務所分室、パスポートセンター、出張所、千里文化センター、地域共生センター、庄内コラボセンター、火葬場、障害福祉センターひまわり、養護老人ホーム永寿園とよなか、老人憩の家、介護予防センター、保健所、保健センター、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども園、母子父子福祉センター、維持修繕事務所、市立豊中病院、上下水道局庁舎、庄内下水処理場、柴原浄水場、消防局・北消防署合同庁舎、南消防署、新千里消防署、消防出張所、小学校、中学校、義務教育学校、青少年交流文化館いぶき、青少年自然の家わっぱる、郷土資料館、公民館、コミュニティプラザ、図書館、教育センター、給食センター